

高山市建築設計等業務委託成績評定試行要領

(目的)

第1条 この要領は、高山市が行う委託契約による建築設計等業務委託の評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受託者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は、高山市業務委託検査要領（平成7年3月17日決裁。以下「検査要領」という。）第2条に定めるところによるものとする。

(評定の対象)

第3条 評定の対象は、原則として1件の最終契約金額が50万円を超える次に掲げる業務とする。

- (1) 建築設計業務(建築意匠、建築構造、電気設備及び機械設備の設計業務及び積算業務をいう。)
- (2) 設計意図を請負者等に正確に伝えるために行う業務
- (3) 建築工事監理業務
- (4) 前3号に掲げるもの以外の建設コンサルタント業務

(評定者)

第4条 評定を行う者は、検査要領第5条第2項により指定された検査員及び高山市業務委託監督要領（平成7年3月17日決裁）第3条により指定された監督員とする。

(評定の時期)

第5条 検査員は完了検査を行ったとき、監督員は業務が完了したとき、それぞれ評定を行うものとする。

(評定の方法)

第6条 評定は、検査、監督等その他必要な事項について、業務ごと、評定を行う者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 評定の採点は、別に定める高山市建築設計等業務委託成績評定考査基準（令和3年12月1日決裁）により作成した評定点集計表（別記様式建業評第1号及び別記様式建業評第1号の2）により算出し、業務委託成績評定表（別記様式建業評第2号及び別記様式建業評第2号の2）（以下総称して「評定表等」という。）により行うものとする。

3 完了検査において、検査員は、検査員及び監督員が行った評定を取りまとめるうえ評定表等を作成するものとする。

(評定表等の提出等)

第7条 検査員は、評定の取りまとめを行ったときは評定表等を委託検査復命書兼検査調書（検査要領別記様式検第7号の1）に添えて、検査権者に提出するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 検査権者は、検査員から完了検査後に業務委託成績評定表（別記様式建業評第2号及び別

記様式建業評第2号の2)の提出があったときは、遅滞なく評定結果を検査結果通知書(検査要領別記様式検第8号)及び項目別評定(検査要領別記様式検第8号別紙3及び検査要領別記様式検第8号別紙4)により、当該業務の受託者に通知しなければならない。ただし、この要領が試行要領であるため評定点は参考とし、評定結果による受託者の業務実績等には反映しないものとする。

(評定の修正)

第9条 検査権者は、前条の通知をした後、当該評定結果を修正する必要があると認められるときは、修正しなければならない。

2 検査権者は、前項の修正を行ったときは、遅滞なくその結果を検査結果通知書(検査要領別記様式検第8号)により、当該業務の受託者に通知しなければならない。

(評定の公表)

第10条 評定結果は、この要領が試行要領であるため、契約担当課において閲覧する方法及びインターネットを利用して閲覧に供する方法による公表は行わない。

(実施細目)

第11条 この要領に定めるもののほか、評定の実施に関し必要な細目は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式建業評第1号（第6条関係）

評定点集計表（建築設計等）

委託名

受注者名

業務評定点（総合点：減点無し）	点
業務履行中又は完了時に生じた事由による減点	点
業務完了後に生じた事由による減点	点

業務評定点（総合点：減点無し）の加減点数の評価項目別内訳

評価項目		評価の視点	項目の分類	指標	得点	配点
業務の実施能力	業務実施体制	業務体制、自主管理	基礎項目			/
	管理技術者の能力	業務全体の把握、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎項目			/
	主任担当技術者の能力	他分野との調整、工程管理、取組姿勢、責任感の強さ、説明力（プレゼンテーション力）、協調性	基礎項目			/
業務の実施状況	業務履行中の説明資料（途中成果物）に関する評価	記載の程度、途中成果物の内容	基礎項目			/
	調整及び説明、対応の迅速性	基礎：打合せ内容の理解、記録、指示・協議事項への対応 創意工夫：設計提案等の説明（プレゼンテーション力）	基礎項目			/
			創意工夫項目			/
	与条件の理解、業務への反映（設計提案）	基礎：与条件の理解、円滑な業務遂行、技術的検討、仕様書・基準類の理解、施工に関する一般的な知識 創意工夫：創意工夫、積極的な提案、専門的な知識、法令等の理解、特定行政庁等との調整	基礎項目			/
創意工夫項目					/	
業務目的の達成度	業務目的の達成度	記載の程度、成果物の内容	基礎項目			/
	課題への対応	課題（物理的条件、社会的条件、要望、コスト）への対応	創意工夫項目			/
小計（基礎項目）						/
小計（創意工夫項目）						/
合計						/

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
- 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
- 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
- 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- 5) 「創意工夫の余地の小さい業務」については、創意工夫項目の評価を行わない。

別記様式建業評第1号の2（第6条関係）

評定点集計表（建築工事監理）

委託名

受注者名

評定点※

（事故等又は技術提案の不履行による減点 点／履行又は損害賠償の請求の実施による減点 点）

評価項目		評価の視点	指標	得点	配点/35
専門技術力	業務執行技術力	目的と内容の理解 必要情報の把握 検討・確認項目、検討・確認内容 打合せ資料の内容 十分な技術力	-	／	
管理技術力	迅速性 工程管理能力 調整能力	実施手順、工程計画 実施体制 打合せ内容の理解、記録 内部関係者（業務委託者内）への情報伝達 工程管理	-	／	
	品質管理能力	ミス防止の実施	-	／	
	弾力性等	当初工程計画の変更	-	／	
コミュニケーション力	説明力 表現力 協調性	理解しやすい説明・表現 円滑な業務遂行への努力	-	／	
取組姿勢 社会性	責任感 積極性	責任感の強さ、積極性	-	／	
施工計画の確認検討 施工図等の検討 工事の確認		目的の達成度 業務報告書等の的確な取りまとめ ミスの有無	-	／	
				※	／

（表の見方）

- 1) 評定点は65点を標準として加減点最大±35点で算出している。
 - 2) 加減点数の項目別の配点は、業務内容によって異なる。
 - 3) 本業務の受託者が得点した点数を項目別に指標化している。
 - 4) 指標は0を標準（加減点なし）とし、-100から+100までの整数で表示している。
- ※（評定点）と（65+項目別の得点の合計）は四捨五入の関係等で一致しない場合がある。

別記様式建業評第2号（第6条、第8条関係）

業務委託成績評定表（建築設計等）		
		年 月 日
発注者名 _____		
業務名称		
契約金額	当初:	最終:
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
契約相手方名称・所在地	名称: 所在地:	
管理技術者氏名		
担当主任技術者氏名	総合:	構造: :
	電気:	機械: :
総括監督員所属・氏名	所属:	氏名:
主任監督員所属・氏名	所属:	氏名:
監督員所属・氏名	所属:	氏名:
検査員所属・氏名	所属:	氏名:
業務評定点		
業務評定点(総合点) ①-③[①-③-④] (再通知を行った日付 年 月 日) () []		
業務評定点(総合点)の内訳		
① 業務評定点(総合点:減点無し) () []		
② 基礎点 () []		
③ 業務履行中又は完了時に生じた事由による減点 (-) []		
④ 業務完了後に生じた事由による減点 []		
管理技術者評定点		
管理技術者評定点 () []		
業務評定点(総合点:減点無し)の分野別内訳		
総合	() []	電気 () []
構造	() []	電気積算 () []
建築積算	() []	機械 () []
		機械積算 () []

別記様式建業評第2号の2（第6条、第8条関係）

業務委託成績評定表		
		年 月 日
業務名		
契約金額	当初:¥	最終:¥
履行期間	当初: 年 月 日～ 年 月 日	最終: 年 月 日～ 年 月 日
完了年月日	年 月 日	
完了検査年月日	年 月 日	
既済部分検査年月日	年 月 日	
契約相手方住所氏名		
管理技術者氏名		
担当主任技術者氏名	(意匠)	
担当主任技術者氏名	(構造)	
担当主任技術者氏名	(電気設備)	
担当主任技術者氏名	(機械設備)	
総括監督員所属・氏名		
主任監督員所属・氏名		
監督員所属・氏名		
完了検査員所属・氏名		
①	監督員完了評定点	点
②	検査員評定点	点
③	監督員評定点と検査員評定点との総計 ③=①×0.8+②×0.2	点
④	技術提案の不履行や事故等による減点	点
⑤	履行又は損害賠償の請求の実施による減点	点
⑥	総合評定点 ⑥=③-④-⑤	点